

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 26 日（金）第3514号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（自然保護課取扱い）	2
○保安林の指定の解除予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示	（森づくり推進課取扱い）	3
○救急病院等の認定	（保健医療福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	4
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	4
○肥料の登録の有効期間の更新	（経営技術課取扱い）	4
○収去飼料の試験結果の公表	（畜産課取扱い）	5
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	6
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い）	6
○包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局取扱い）	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（北薩地域振興局取扱い）	7
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	（大隅地域振興局取扱い）	7
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（大隅地域振興局取扱い）	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	8
○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成31年度鹿児島県献血推進計画の公表	（薬務課取扱い）	9
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	9
○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	（会計課取扱い）	9
○落札者等の公告（4件）	（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い）	9
	（県立大島病院取扱い）	10
	（県立始良病院取扱い）	10
	（県立薩南病院取扱い）	11
公 安 委 員 会 公 告		
○警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い）	11
○警備業雑踏警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い）	13
○鹿児島県公報第2688号の12（平成23年 3 月 29 日付け）の一部訂正（※）	（人事課取扱い）	15

規 則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第39号

鹿児島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県自然環境保全条例施行規則（昭和49年鹿児島県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号ウ(イ)中「海岸保全施設」の次に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第19条及び第29条において同じ。）」を加え、同号ウ(エ)中「施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を加え、同号ウ(オ)中「第19条第14号」を「第19条第16号」に改め、同号ウ(カ)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ウ(キ)中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改め、同条第5号イ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

第19条第1号ア中「給じ台」を「給餌台」に改め、同号ク中「こう配」を「勾配」に改め、同号シ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号タ中「集合郵便受箱」の次に「，信書便差出箱」を加え、同条第7号ク中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号ア中「第22条の11第1号」を「第63条第1項第1号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第14号を第16号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第19条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第20条第2号中「からオまで」を「からカまで」に、「第15号」を「第17号」に改める。

第24条第6号エ中「第19条第15号」を「第19条第17号」に改める。

第27条中第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第29条第1項第4号中「河川管理施設」の次に「（樹林帯を除く。）」を加え、同項第6号中「こう配」を「勾配」に改める。

第34条第5号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第8号様式（裏）中「第16条第3項第5号」を「第16条第3項第6号」に、「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式（裏）中「50万円」を「100万円」に、「第17条第3号」を「第17条第1項第3号」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第10号様式（裏）中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第8号様式の改正規定（同様式備考に係る部分に限る。）、別記第9号様式の改正規定（同様式備考に係る部分に限る。）及び別記第10号様式の改正規定（同様式備考に係る部分に限る。）は、平成31年7月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林

の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

鹿児島市吉野町9672番 4（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第439号

平成31年 2 月 8 日鹿児島県告示第78号（以下「告示第78号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を中種子町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 所在が不明な者の氏名

美園末吉，美園鐵彦

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊毛郡中種子町油久字松ノ隅5233番 1

(2) 変更後の指定施業要件

告示第78号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第440号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今林整形外科病院	指宿市十町352番地 2

2 認定の有効期限

平成34年 5 月 23 日

鹿児島県告示第441号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション菜の花	指宿市十町398-1	医療法人明正会	指宿市十町352-2	今林 正典	平成31年 3月31日	訪問看護
門野医院	熊毛郡屋久島町一湊348-1	医療法人平成記念会	熊毛郡屋久島町一湊348-1	門野 義信	平成31年 3月31日	訪問看護

クオラクリニック クセんだい	薩摩川内市宮崎 町3000番地	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町 船木2311番地6	松下 兼一	平成31年 3月31日	訪問リハ ビリテー ション
門野医院	熊毛郡屋久島町 一湊348-1	医療法人平成記 念会	熊毛郡屋久島町 一湊348-1	門野 義信	平成31年 3月31日	居宅療養 管理指導
クオラクリニック クセんだい	薩摩川内市宮崎 町2996番地1	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町 船木2311番地6	松下 兼一	平成31年 3月31日	通所介護
クオラクリニック クセんだい	薩摩川内市宮崎 町3000番地	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町 船木2311番地6	松下 兼一	平成31年 3月31日	通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年4月26日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問看護ステーション菜の花	指宿市十町398-1	医療法人明正会	指宿市十町352-2	今林 正典	平成31年 3月31日	介護予防 訪問看護
門野医院	熊毛郡屋久島町 一湊348-1	医療法人平成記 念会	熊毛郡屋久島町 一湊348-1	門野 義信	平成31年 3月31日	介護予防 訪問看護
クオラクリニック クセんだい	薩摩川内市宮崎 町3000番地	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町 船木2311番地6	松下 兼一	平成31年 3月31日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
門野医院	熊毛郡屋久島町 一湊348-1	医療法人平成記 念会	熊毛郡屋久島町 一湊348-1	門野 義信	平成31年 3月31日	介護予防 居宅療養 管理指導
クオラクリニック クセんだい	薩摩川内市宮崎 町3000番地	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町 船木2311番地6	松下 兼一	平成31年 3月31日	介護予防 通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第443号

薩摩川内市下甑町長浜968番地18 山下哲郎及び薩摩川内市下甑町長浜187番地2 前多潤からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年4月26日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町長浜区域（薩摩川内市下甑町長浜の地区）
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業、主としてひき縄漁業を営む漁業及び主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第444号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成31年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1247号	平成34年4月22日	副産動物質肥料	フィッシュユソリュブル	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地
鹿児島県肥第1279号	平成34年5月17日	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地

鹿児島県告示第445号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成31年2月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成31年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
みらい飼料（株） 志布志工場 5010601047814 （志布志市）	（株）入来運送 8340001008744 （薩摩郡さつま町）	プロイラー肥育前期用配合飼料	試験江夏プロイラー前期P	平成 31.2	重金属－カドミウム	無
		プロイラー肥育後期用配合飼料	江夏プロイラー仕上M&C	31.2	重金属－カドミウム	無
		プロイラー肥育後期用配合飼料	サツマイモドリ仕上M&C	31.2	重金属－カドミウム	無
ジェイエイ北九州くみあい飼料（株） 熊本工場 7290001007083 （熊本県八代市）	（株）入来運送 8340001008744 （薩摩郡さつま町）	ほ乳期子牛育成用配合飼料	すこやかネオスタート	31.2	重金属－カドミウム	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
鹿児島プロフーズ（株） 谷山工場 1340001001045 （鹿児島市）	同 左	調整魚粉	平成 31.2	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
長浜商産（株） 宮之城工場 8340001009148 （薩摩郡さつま町）	同 左	クックパワー	31.2	栄養成分等－粗たん白質，粗繊維，粗灰分	無
（株）KOTO BUKI TMR工場 9340001019708 （鹿屋市）	同 左	酪農用TMR	31.2	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年4月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字西古見字池堂724番1地先から同町大字西古見字中間721番1地先まで	前	5.1～7.4	124.1
			後	4.7～12.0	124.1

鹿児島県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年4月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-------	-----	---------	---------

県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字西古見字池堂724番1地先から 同町大字西古見字中間721番1地先まで	平成31年 4月26日
----	-------	---	----------------

鹿児島県告示第448号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成31年4月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成31年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 堀下聖仁（公認会計士）
住所 鹿児島市柳町2番14-1202号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

北薩地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年4月26日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
さつまふれあい 平川の郷	薩摩郡さつま町 平川2008-2	特定非営利活動 法人さつまふれ あい平川の郷	薩摩郡さつま町 虎居1435番地7	香妻 政昭	平成31年 3月31日	就労継続 支援A型 ・就労継 続支援B 型

大隅地域振興局告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成31年4月26日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークセンター 藤の森	志布志市有明町 野神字田淵3935 番地5	特定非営利活動 法人愛訪会	志布志市有明町 蓬原321番地7	諏訪 直文	平成31年 3月31日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第16号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年4月26日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所あかり	鹿屋市笠之原町 5番58-2号	社会福祉法人恵仁会	鹿屋市下祓川町 1800番地	池田志保子	平成31年 4月1日	児童発達支援
笑光	鹿屋市白崎町14 番13号	合同会社笑光	鹿屋市白崎町14 番13号	内村 香菜	平成31年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
ワークセンター 藤の森	志布志市有明町 野神字田淵3935 番地5	社会福祉法人愛訪会	志布志市有明町 野神字田淵3935 番地3	諏訪 直文	平成31年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
えすべらんさ	鹿屋市笠之原町 23番10-1号	一般社団法人お おすみ笑顔のわ	鹿屋市笠之原町 23番10-1号	橋元 直也	平成31年 4月1日	居宅訪問 型児童発 達支援

大隅地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年 4 月 26 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークセンター 藤の森	志布志市有明町 野神字田淵3935 番地3	特定非営利活動 法人愛訪会	志布志市有明町 蓬原321番地7	諏訪 直文	平成31年 3月31日	生活介護 ・就労継 続支援B 型

大隅地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成31年 4 月 26 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
えすべらんさ	鹿屋市笠之原町 23番10-1号	一般社団法人お おすみ笑顔のわ	鹿屋市笠之原町 23番10-1号	橋元 直也	平成31年 4月1日	生活介護
ワークセンター 藤の森	志布志市有明町 野神字田淵3935 番地3	社会福祉法人愛訪会	志布志市有明町 野神字田淵3935 番地3	諏訪 直文	平成31年 4月1日	生活介護 ・就労継 続支援B 型
就労継続支援B 型スマイル工房 パスタカフェド リイ	鹿屋市西祓川町 373番1	特定非営利活動 法人発達支援セ ンタースマイル リイ	鹿屋市輝北町上 百引3926番地	宮内みゆき	平成31年 4月1日	就労継続 支援B型
ライフ夢	鹿屋市下高隈町 5486番地3	特定非営利活動 法人夢来郷たか	鹿屋市上高隈町 1894番地3	大迫 真	平成31年 4月1日	共同生活 援助

		くま				
--	--	----	--	--	--	--

公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成31年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により、平成31年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)

熊毛郡屋久島町小瀬田字内原下849番8の一部、849番9の一部、849番10の一部、849番19、849番20の一部、849番25、849番31の一部、849番35の一部、849番72、849番73の一部、849番74の一部、849番75の一部、849番77の一部、849番78、849番79及び849番82の一部

- 2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 熊毛郡屋久島町小瀬田字内原下849番10の一部、849番19の一部、849番20の一部、849番25の一部、849番31の一部、849番35の一部、849番77の一部及び849番78の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45
屋久島町長 荒木耕治

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成8年7月5日鹿児島県告示第1083号（政府調達に関する苦情の処理手続）8の規定により、平成30年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成31年 4 月 26 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
年間予想使用電力量 3,294,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日
平成31年 3 月 15 日
- 4 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社鹿屋営業所
鹿屋市札元二丁目3792番 5

- 5 落札金額
予想使用電力料金 46,200,853円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成31年 2 月 1 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
平成31年 4 月 26 日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立大島病院で使用する電気
年間予想使用電力量 5,100,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年 3 月 18 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社奄美配電事業所
奄美市名瀬長浜町 6 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
予想使用電力料金 90,810,257円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 2 第 1 項第 8 号該当

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成31年 4 月 26 日

県立始良病院長 山畑良蔵

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立始良病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,464,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立始良病院経営課
始良市平松6067番地
- 3 落札者を決定した日
平成31年 3 月 15 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社霧島営業所
霧島市国分野口東 1 番50号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 21,121,984円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成31年 2 月 1 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成31年 4 月 26 日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立薩南病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,882,622キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院経営課
南さつま市加世田高橋1968番地 4 号
- 3 落札者を決定した日
平成31年 3 月 15 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社加世田営業所
南さつま市加世田地頭所町 1 番地 5
- 5 落札金額
予想使用電力料金 27,337,542円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成31年 2 月 1 日

公安委員会公告

警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成31年 4 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 施設警備業務 1 級
 - (2) 施設警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 施設警備業務 1 級
平成31年 8 月 8 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 施設警備業務 2 級
平成31年 8 月 7 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 検定当日の受付時間
午前 8 時30分から午前 9 時まで
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
 - (3) 受検定員
いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
 - (1) 施設警備業務 1 級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 施設警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成31年6月17日（月）から同月28日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 施設警備業務1級

(ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）

1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(オ) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

(カ) 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通

イ 施設警備業務2級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
.....

警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

なお、雑踏警備業務1級検定については、宮崎県公安委員会と共同で実施する。

平成31年4月26日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 検定の種別及び級の区分
- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時
- ア 雑踏警備業務1級
平成31年8月3日（土）午前9時から午後5時まで
- イ 雑踏警備業務2級
平成31年7月20日（土）午前9時から午後5時まで
- ウ 検定当日の受付時間
午前8時30分から午前9時まで
- (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- (3) 受検定員

- ア 雑踏警備業務1級
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）
 - イ 雑踏警備業務2級
30人（申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
- (1) 雑踏警備業務1級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
 - (2) 雑踏警備業務2級
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
- (1) 雑踏警備業務1級
 - ア 学科試験
 - ㊦ 警備業務に関する基本的な事項
 - ㊧ 法令に関すること。
 - ㊨ 雑踏の整理に関すること。
 - ㊩ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - ㊪ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - ㊦ 雑踏の整理に関すること。
 - ㊧ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - ㊨ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 雑踏警備業務2級
 - ア 学科試験
 - ㊦ 警備業務に関する基本的な事項
 - ㊧ 法令に関すること。
 - ㊨ 雑踏の整理に関すること。
 - ㊩ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - ㊦ 雑踏の整理に関すること。
 - ㊧ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成31年6月17日（月）から同月28日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 雑踏警備業務1級
 - ㊦ 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）
1通

- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (オ) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通
- イ 雑踏警備業務2級
- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が県内に居住する場合における受験者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

正	誤
----------	----------

平成23年3月29日付け鹿児島県公報第2688号の12中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から20行目	職員等表彰規定	職員等表彰規程